

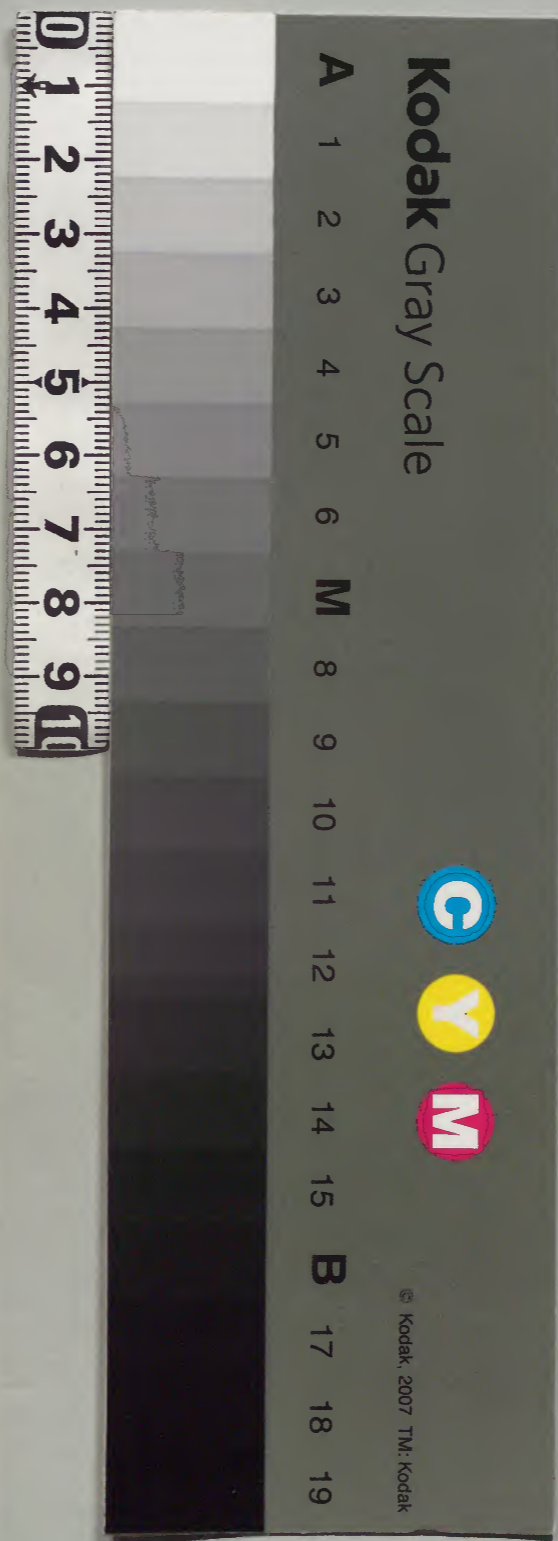
通信全覽二編

類輯提要十二

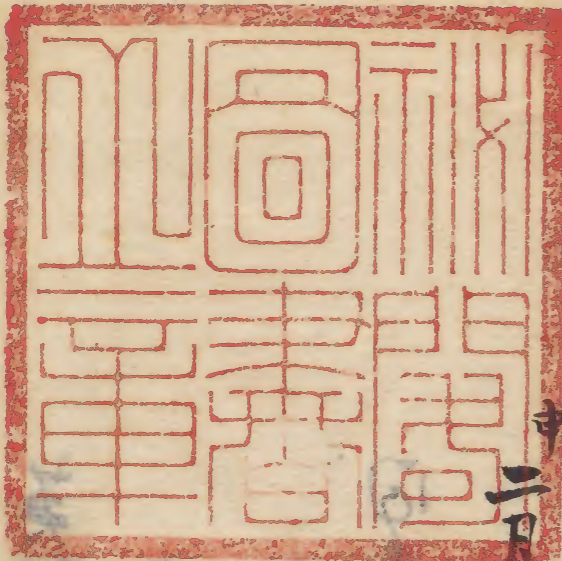
百八十四

共百八十九

内閣文庫		
番號	和	33005
冊數	303 (301)	
函號	184	271



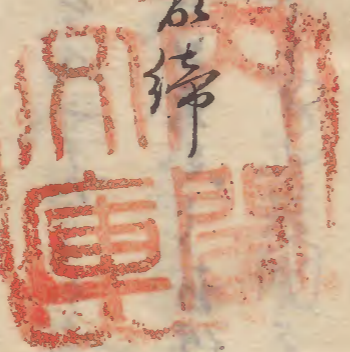
糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



類輯要卷之十二



條約外國民在籍



二月六日中務大臣特任於五月三十一日以前
 考案其旨自五月三十一日以前其材料早日同新
 之旨尚多之旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨
 之旨尚多之旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨
 内之旨尚多之旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨
 之旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨
 其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨其旨

申百世官於本籍者其後多其存者其後多其書

英國の事は是れに對して

其後多其存者其後多其書

申百世官

同。其後多其存者

支那人の日本政府に對して其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書



申二月十六日中務大臣於本國英國の事は是れに對して

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

其後多其存者其後多其書

支那の及度いふに上陸する者あり
知事之に命じて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて

申二月廿八日 人々定出書翰

支那人の及度いふに上陸する者あり
知事之に命じて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて

支那の及度いふに上陸する者あり
知事之に命じて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて

申三月十日 人々定出書翰

支那の及度いふに上陸する者あり
知事之に命じて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて

申六月廿五日 人々定出書翰

支那の及度いふに上陸する者あり
知事之に命じて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて
下りて下りて下りて下りて下りて

林...の...の...の...の...の...

ゴ...の...の...の...の...の...

あ...の...の...の...の...の...

そ...の...の...の...の...の...

ふ...の...の...の...の...の...

こ...の...の...の...の...の...

申七月十日入...
申七月十日入...
申七月十日入...

申七月十日入...
申七月十日入...

申七月十日入...
申七月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

申八月十日入...
申八月十日入...

十月十日 使者爲中 極其苦勞云々 横濱清徳寺
焼く如く焼く 寒波に供らるる地云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々

十月十日 日人 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々

吾國は後定 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々

十月十日 日人 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々
其の苦勞云々 其の苦勞云々 其の苦勞云々

この取附を五帖の引拂ひを御座り候
柄申上被親之御座り候に御座り候
本指字者方之御座り候に御座り候
國之御座り候に御座り候に御座り候
至度御座り候に御座り候に御座り候
至り候に御座り候に御座り候に御座り候
至り候に御座り候に御座り候に御座り候
至り候に御座り候に御座り候に御座り候

四月廿五日田人不在御座り候に御座り候

横濱より上り候に御座り候に御座り候
今話候に御座り候に御座り候に御座り候
御座り候に御座り候に御座り候に御座り候

三月十三日田人不在御座り候に御座り候

至り候に御座り候に御座り候に御座り候
御座り候に御座り候に御座り候に御座り候
御座り候に御座り候に御座り候に御座り候
御座り候に御座り候に御座り候に御座り候

四月同日。於横濱御座り候に御座り候

浅野の学問人の対話

常備主人居る所の道筋を序に於て
才中一書中流中流中流と云ふ
名詞にて居る所の中流中流中流
の中流中流中流中流中流中流
と云ふ所ありありと云ふ所あり
ありありと云ふ所ありありと云ふ
所ありありと云ふ所ありありと云ふ

同日十時於同所村担法書与竹本園多改黒川

左中回人の対話

時の道筋を序に於て
揚子江の舟ありありと云ふ所あり
ありありと云ふ所ありありと云ふ
所ありありと云ふ所ありありと云ふ

葡萄牙使節來呈條約談判

申二月十六日中務大臣致在英園藤林社對談

國公使一十一年四月廿九日

葡萄牙使節來呈條約談判

及多之通商口岸之立約事

及多之通商口岸之立約事

五月廿一日對英使節來呈和意願事

謝状

和事奉約付録申請御承知事約の取結事
と御承知事御承知事御承知事御承知事
御承知事御承知事御承知事御承知事
御承知事御承知事御承知事御承知事
御承知事御承知事御承知事御承知事

口月廿五日人々出立事
口月廿五日人々出立事

口月廿五日人々出立事
口月廿五日人々出立事

口月廿五日人々出立事
口月廿五日人々出立事

口月廿五日人々出立事
口月廿五日人々出立事

口月廿五日人々出立事
口月廿五日人々出立事

和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

○

○日月廿七日の日記

日月廿七日の日記
和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

○

○日月廿七日の日記

和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

○

和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

○

和蘭の船一隻ありて其の以ては信に對して
きりきりたる法ありて其の船を原にせり

日月二日英國アラスカニシテ外國年形花見出ニ事
一 葡萄酒便市附屬ノ士友買物ノ為ニ浪
心要事カシク英公使方ニ條者ヨリ書
方治ニ勘定海ノ者ニ事ニ由リ

日月七日外國年形ノ用ノ下ニ事ニ返轉

一 葡萄酒士友ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
條者ニ事ニ由リ

一月ノ英國ノ條者ニ事ニ由リ

一 葡萄酒ノ條者ニ事ニ由リ方ニ列段ノ事

此ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
外國ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事

同日四日北東條者ノ條者ニ事ニ由リ方ニ列段ノ事
次ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事

一 事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事
事ノ事ニ由リ方ニ列段ノ事

ケ条刪除業譯語ニテ右條ノ成四年ニ
お定む事方有る者ナリ日ノ通シ貨幣ハルルニ
ニ用ルル事ナク外稅則本條ニ鐵也ト云々ト云
カワウレリト云々ト云種ノ物ト云々ト云
承知セヨト云々ト云改定稅ノ條ニ事ナクト云
ニ事ナクト云々ト云

日月公田行

一 酒稅ノ條ニ列長有る者ナリ此の事
減少ノ條ニ事ナク承知セヨト云々ト云

再議ニ年一朔四年ト云々ト云
列長ノ揚子
ノ條ニ事ナク承知セヨト云々ト云
并事約調下ニ事ナク承知セヨト云々ト云

日月十口行

一 事約調下ニ事ナク承知セヨト云々ト云
ノ條ニ事ナク承知セヨト云々ト云
艦橋ト云々ト云揚子ニ事ナク承知セヨト云々ト云
ノ條ニ事ナク承知セヨト云々ト云

日月十口對馬ノ條ニ事ナク承知セヨト云々ト云

一 國書に於てはとるに正しし其出帆は西暦
此序に於ては西暦に於ては西暦に
大君に於ては西暦に於ては西暦に
多川國士令に於ては西暦に

西港延期

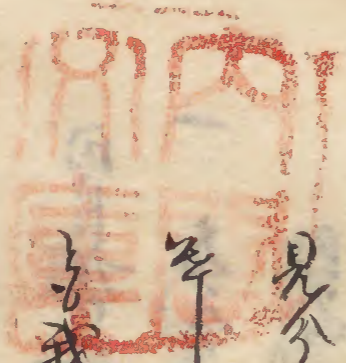
未月廿日英國公使の差出書稿

一 未月廿一日に新港或は旧港に便ありし日本西暦
は往く西暦に於ては西暦に於ては西暦に
裁有るにありし旧港に於ては西暦に於ては西暦に
是しし若し新港にありし西暦に於ては西暦に
事は要ありし故に新港検査に於ては西暦に於ては西暦に
年一若し西暦に於ては西暦に於ては西暦に

要領の強弱を存せし許す事と成旦右の取回し
多く計らざる如慮に与りて其の由りて其の由りて
存ありし由りて其の由りて其の由りて其の由りて
此のト云レテ其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて

三月廿五日

一 新設開港期限迄に在りて他國船
一隻彼地より其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて



若し開港に於て其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて
其の由りて其の由りて其の由りて其の由りて

四月廿五日

一 新渡戸守長が書したる下交の事一 此の難き由余
是を養患と云れた我故する所の事我信書を
新渡戸に送る可し方と申し書せしに下交新渡戸の書
焼くも書と向つて焼くも焼くも一 亦書中焼くも

日月の於中務方御皮正宅書出の候下由謝作

一 亦下交新渡戸書出候下交の事一 亦下交の港
内の一見目と云候事一 以舟を以ての書出候事
以候事と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事

一 新渡戸見之上西郡令らなる事候事と云候事
外候事も見分仕候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事
と云候事と云候事と云候事と云候事と云候事

此の足分海軍院中に立り交りし酒田級艦存
可なり所りも甚きありしは其後支を以ては外場
下を以て是より其後支を以ては外場
しはも亦或艦に當りありしは酒田級艦に
其後支を以ては外場下を以ては外場
付る方よりなりし。

馬子月一日の御成敗に在りし書翰

一 條が才に条に新艦艦を千石方一十年末より
下より用ひては外場下を以ては外場

一 艦の御成敗に在りし書翰
一 條が才に条に新艦艦を千石方一十年末より
下より用ひては外場下を以ては外場
この如き事をも甚き政府の此方其基用を以ては外場
之を相するのみを自給する民に才より一石を新艦艦
開くべくしては外場下を以ては外場
此後支を以ては外場下を以ては外場
下より用ひては外場下を以ては外場

甲子月廿四日 江戸下町 日記

一 新江戸港をてず 江戸中より 江戸内へ 江戸外へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ

江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ
江戸外より 江戸内へ 江戸外へ 江戸内へ

那をいふよりいふに有る所を再復を
しと定むべし。在る所の民も其れを
道なりと申す。昔の東に有る所は今は
とて之をいふ。其れは海にありて其れ
石をいふと云ふ。

まうりし其の善き所を記し之を其の
一

条に復す。其の善き所を記し之を其の
下りし所を記し之を其の善き所を記し
川にありて其の善き所を記し之を其の

諸港を記し之を其の善き所を記し之を其の
所を記し之を其の善き所を記し之を其の
の便ありて其の善き所を記し之を其の
處にありて其の善き所を記し之を其の
もつて其の善き所を記し之を其の
おとすの善き所を記し之を其の善き所を記し
面を記し之を其の善き所を記し之を其の
一より其の善き所を記し之を其の善き所を記し
記し之を其の善き所を記し之を其の善き所を記し

人氏古著く西遊方々名所記長巻にあり

仙居ノ稿多し

一 四ノ月何公使に因り

一 四ノ月廿五日景魯使に因りてあり

未上り二日初志願のちかたに書き置

一 千七百二十年未上り下り早稲毎岸に積りて

を開拓するに方條如才二条に決定せりあり

開拓し場を決定せりては移り有りと

分ちあり

西暦第一月五日和景終事なり名書書翰

神志川君士下り西海四島の港をいすく開き

結ぶすゝの海舟をいすく是を本國に存

書送すり就るお場所を他の一港と指定

すゝの輪とさきんぬ和景と景魯船折採

古の記に新記を附すすゝのちりあり

新書、後名也、折採古記抄記

新河港、凡法險要なりと國人より上り

とありすゝ一書に記すすゝ取次ありと

と申すに、只その市街の殷富なる地は、
貿易の利を以て、おぼろむる。一、元風流の
首を、島傍他港に、遊遊する。其の地は、
他港に、多し。其の地は、一、元風流の
地は、一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、

申
五月廿二、英國之使より、先出、書翰

西海なる、其港に、多し。其の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、

田舎と、検査せしむ。其後、後世に、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、

附考

申すに、其の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、
一、元風流の地は、一、元風流の地は、

いふ種は海を以て及ぼすも亦美國之使
和云云致すやうにすも亦不之使と申し海に
ふりてはるるに成るの故に其の海に於て
是れを其の直にすも亦此の故に其の直に
和云云致すやうにすも亦不之使と申し海に
ふりてはるるに成るの故に其の海に於て
是れを其の直にすも亦此の故に其の直に

事なり

同日島定まらぬ後下九評儀

西海島軍港切らぬと申す和云云致すやうにすも亦不之使と申し海に
ふりてはるるに成るの故に其の海に於て
是れを其の直にすも亦此の故に其の直に
和云云致すやうにすも亦不之使と申し海に
ふりてはるるに成るの故に其の海に於て
是れを其の直にすも亦此の故に其の直に

くさくさな... 小浜口... 新... 港... 財用...

... 財用... 大目付... 目...

日 外島より一ノ海を横切つて特河子に在
る島ありて其島を西港と云ふ其島は
極遠に在りて其島に在る島は極遠に在り
て其島に在る島は極遠に在りて其島に在る島は極遠に在り

中九月十日外國軍船再在洋議中上

西港名其港名ありて其島に在る島は極遠に在りて其島に在る島は極遠に在りて其島に在る島は極遠に在り

日 外島より一ノ海を横切つて特河子に在
る島ありて其島を西港と云ふ其島は
極遠に在りて其島に在る島は極遠に在り
て其島に在る島は極遠に在りて其島に在る島は極遠に在り

阿波國の事
心之儀
時方
主君
國
他港
良港
此

交

